

保護価値の高い森林（HCVF）の転換などに関連した
国際金融機関、民間金融機関などの規定

1. IFC のパフォーマンス・スタンダード

重要な生息環境では、顧客は以下の要求事項を満たさない限り、いかなる事業活動も実行しないこと（基準 6「生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理」、パラ 10）とされている。

- ・ 定着した種の個体群、もしくは重要な生息環境としての機能を支えるための、重要な生息環境の能力に対する負の影響が予測されない場合
- ・ 絶滅の危機に瀕している、もしくは絶滅のおそれがあるとされる種の個体数が減少しない場合
- ・ パラグラフ 8（影響緩和策の策定）に従って、いかなる小さな影響も緩和されている場合

IFC の「重要な生息地」(Critical Habitat) と「保護価値の高い森林」(HCVF)

「重要な生息地」(Critical Habitat)	「保護価値の高い森林」(HCVF)
生物多様性上、価値の高い地域のことであり、具体的には以下の地域が含まれる。	
絶滅の危機に瀕した、もしくは絶滅のおそれのある種の生存に必要な生息環境	HCV1 とりわけ HCV1.2
固有種もしくは生息地域限定種にとって特に重要な地域	HCV1.3
移動性野生生物種の生存にとって不可欠な地域	HCV1.4
世界的に重要な群生種の密度、または個体数を支える地域	HCV2
独特の種の群がりがみられるか、主要な進化の過程に関係するか、あるいは主要な生態系の恩恵を提供する地域	HCV3 HCV4
地元社会にとって社会的、経済的、文化的に極めて重要な生物多様性のある地域	HCV5 HCV6

2. 世界銀行のセーフガード政策

OP4.04 自然生息地

世銀は重要な自然生息地の著しい転換または劣化を伴うと判断される事業にはサポートをしない（OP4.04 パラ 4）としている。

重要な生息地（Critical natural habitats）とは

- i) 当該国政府によって公式に認められた既存の保護地域（例：IUCN の分類に基づく reserves）、また当該保護地域の維持にとって重要な地域
- ii) 世銀またはその他の権威付けられた機関によって特定された地域（例：伝統的に地元のコミュニティが認識されている聖地、危機に瀕する生物種の生息地など）
（OP4.04 Annex A パラ 1(b)）

OP8.60 森林

重要な森林地域または関連する重要な自然生息地の著しい転換や劣化を伴うと判断される事業には融資をしない（OP4.36 パラ 5）。

3 . OPIC (海外民間投資公社) の Environmental Handbook (February 2004)¹

重要な森林地域または重要な自然生息地の転換または劣化を伴う事業 (Projects that involve conversion or degradation of critical forest areas or related critical natural habitats) を「禁止カテゴリ」 (Appendix F) に含めており、OPIC からのサポートは行わないとしている。

重要な森林地域：重要な自然生息地とみなされる森林タイプ。

重要な自然生息地：(1)国際的に認められた既存の保護地、伝統的な地元コミュニティによって保護されるべきと認められている地域 (例：聖なる森) および (環境評価手続きの中で決定される) 保護地域の存続に必要な不可欠の条件を維持するサイト、(2)OPIC によって特定された、信頼できる情報源 (注) からの追加的リストで示されたサイト。このようなサイトは、伝統的な地元コミュニティによって認められた地域、生物多様性を保全することが適切であるとして知られている地域、危急種、渡りをする種、絶滅危惧種のために重要なサイトを含みうる。リスト作成は、種の豊かさ、構成種の固有性、希少性および脆弱性の程度、生態系プロセスの代表性、完全性などの要素の組織的な評価を基礎にする。

(注) 情報源は下記のものを含みうる： WWF Global 200, Birdlife International Endemic Bird Areas, Conservation International Hot Spots and WRI Frontier Forests.

4 . HSBC のセクター別ガイドラインおよび政策

鉱業・金属セクター政策、エネルギーセクター・リスク政策

熱帯原生林、保護価値の高い森林、重要な生息地において、著しい転換や劣化が生じる操業には融資を行わないとしている。

淡水インフラセクターガイドライン

重要な自然生息地に位置するまたは影響を与える、著しい転換や劣化が生じる事業には、いかなる形での融資も支援も行わないとしている。

森林地および森林生産物セクターガイドライン

下記についてはいかなる形での融資も支援も行わない。

- 以下の場所における商業伐採
 - 原生熱帯湿潤林
 - 保護価値の高い森林
 - 地方または国の法律に違反する形での伐採操業
 - CITES の Appendix I のリストに含まれる種の伐採
- 上記からの購入、取引、加工を行う企業
- 重要な自然生息域において実施され、これを著しく劣化または転換する事業

5 . JP Morgan Chase の環境政策²

「林業および生物多様性政策・コミットメント」の中で、下記のように規定している。

- (No go zones) 保護価値が危機に瀕している森林におけるプロジェクトについては、森林資源の保護、または軽微で非採取型の利用のみに融資する
- (Global Endangered Zones) 重要な自然生息地の中で実施される事業には、スポンサーや借入人が下記を示すことができる場合を除き、融資をしない。
 - このような地域を避けるための代替案が検討され、公開された環境アセスメントにおいて対処されている。
 - 事業が重要な生息地を著しく転換または劣化させない など 6 項目

以 上

¹ OPIC の環境政策および手続きを記述した文書。2004 年 2 月に改定。

² 政策を通じて、環境社会責任を信用分析や意思決定プロセスに組み込むことを目的としている。2005 年 4 月に採択、2005 年 9 月に施行。以下の 6 つのセクションから構成される。

セクション A：環境リスク管理政策、セクション B：気候変動政策、商品及び研究へのコミットメント、セクション C：森林及び生物多様性政策とコミットメント、セクション D：先住民族コミュニティ、セクション E：内部リソース管理、セクション F：実施及び報告